

桐生市人事行政の運営等の状況（令和 6 年度）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）採用試験の状況

（令和 5 年度実施）

試験区分	申込者数	受験者数	合格者	6 年 4 月 1 日採用者数
上級行政	183 人	164 人	14 人	(*)13 人
上級土木	8 人	7 人	1 人	1 人
上級建築	3 人	3 人	0 人	0 人
初級事務	23 人	22 人	3 人	3 人
初級土木	3 人	3 人	1 人	0 人
初級建築	1 人	1 人	1 人	1 人
上級行政(障害者対象)	4 人	4 人	0 人	0 人
初級事務(障害者対象)	2 人	2 人	0 人	0 人
上級消防	10 人	8 人	2 人	(*)1 人
初級消防	28 人	27 人	4 人	4 人
経験者採用	19 人	19 人	2 人	(*)2 人
計	284 人	260 人	28 人	25 人

（注）商業高校教育職員などを除きます。

(*)上級行政採用者数について、うち 3 人は令和 5 年 7 月 1 日採用。

(*)上級消防採用者数 1 人は令和 5 年 12 月 1 日採用。

(*)経験者採用者数について、うち 1 人は令和 5 年 12 月 1 日採用。

（2）昇任の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 名	昇任者数
部 長	8 人
次 長	8 人
課 長	10 人
課長補佐	18 人
係 長	18 人
主 査	18 人
主 任	17 人
計	97 人

（注）消防職員、幼稚園教育職員を除きます。

（3）退職の状況（令和 5 年度）

退職種別	退職者数
定年退職	1 人
自己都合	15 人
計	16 人

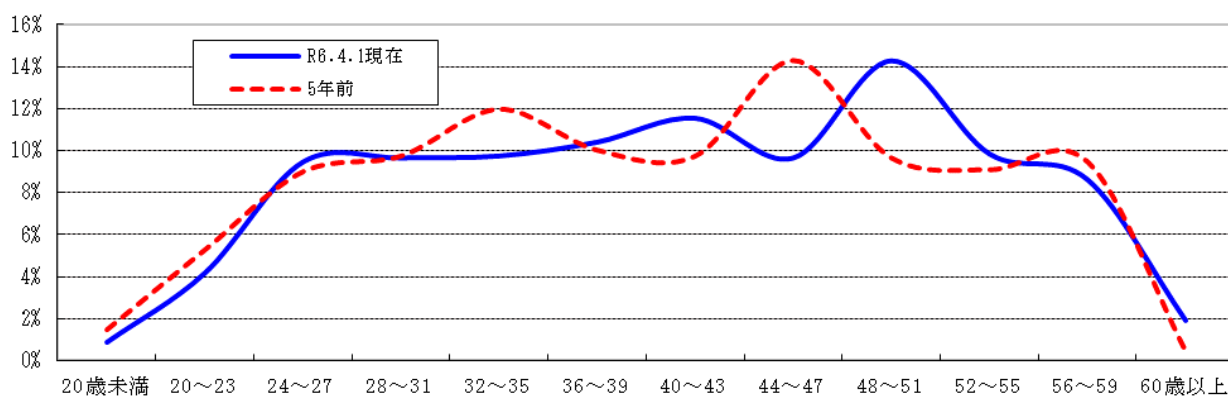
（注）転出及び商業高校教育職員などを除きます。

(4) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	9	44	100	102	103	110	122	102	151	104	91	20	1,058
(参考) 5年前(人)	16	57	97	105	129	108	105	154	104	98	102	5	1,080

(注) 職員数については、給与実態調査及び定員管理調査に基づいた数字です。

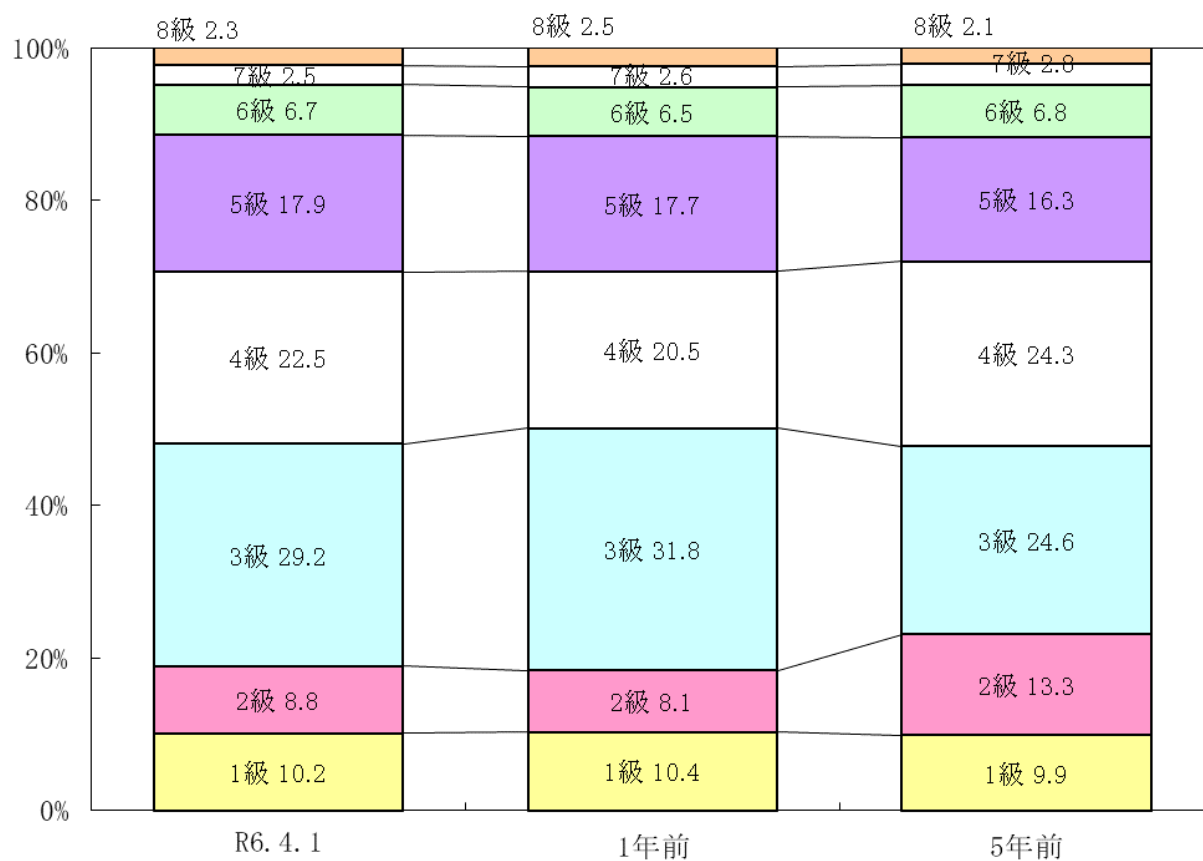


(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	係長・主査	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数(人)	58	50	166	128	102	38	14	13	569
構成比(%)	10.2	8.8	29.2	22.5	17.9	6.7	2.5	2.3	100.0
参考	1年前の構成比(%)	10.4	8.1	31.8	20.5	17.7	6.5	2.6	100.0
	5年前の構成比(%)	9.9	13.3	24.6	24.3	16.3	6.8	2.1	100.0

(注) 職員数については、給与実態調査及び定員管理調査に基づいた数字です。



(6) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
一般行政部門	議会	11 人	11 人		
	総務	197 人	191 人	6 人	職員配置の見直し等に伴う増
	税務	44 人	44 人		
	民生	105 人	103 人	2 人	職員配置の見直しに伴う増
	衛生	71 人	74 人	△3 人	職員配置の見直しに伴う減
	労働	2 人	1 人	1 人	職員配置の見直しに伴う増
	農林水産	22 人	21 人	1 人	職員配置の見直しに伴う増
	商工	23 人	24 人	△1 人	職員配置の見直しに伴う減
	土木	105 人	104 人	1 人	職員配置の見直しに伴う増
	小計	580 人	573 人	7 人	
特別行政部門	教育	171 人	171 人		
	消防	213 人	213 人		
	小計	384 人	384 人		
普通会計計		964 人	957 人	7 人	
公営企業会計部門	水道	30 人	30 人		
	下水道	19 人	18 人	1 人	職員配置の見直しに伴う増
	その他	45 人	43 人	2 人	職員配置の見直しに伴う増
	小計	94 人	91 人	3 人	
合 計		1,058 人	1,048 人	10 人	

(注) 職員数は常勤の一般職です。(市長、副市長、教育長を除きます。)

なお、給与実態調査及び定員管理調査に基づいた数字です。

(7) 定員管理における部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門		2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
一般行政 部門	職員数	565 人	564 人	567 人	573 人	580 人
	増 減		△1 人	3 人	6 人	7 人
教育部門	職員数	181 人	175 人	173 人	171 人	171 人
	増 減		△6 人	△2 人	△2 人	±0 人
消防部門	職員数	217 人	212 人	212 人	213 人	213 人
	増 減		△5 人	±0 人	1 人	±0 人
公営企業等 会計部門	職員数	94 人	93 人	93 人	91 人	94 人
	増 減		△1 人	±0 人	△2 人	3 人
計	職員数	1,057 人	1,044 人	1,045 人	1,048 人	1,058 人
	増 減		△13 人	1 人	3 人	10 人

(注) 職員数は常勤の一般職です。(市長、副市長、教育長を除きます。)

なお、給与実態調査及び定員管理調査に基づいた数字です。

(8) 再任用職員の在職状況

(令和6年4月1日現在)

一般行政 部門	教育部門	消防部門	公営企業等 会計部門	合計
20 人	11 人	7 人	4 人	42 人

(9) 会計年度任用職員・臨時的任用職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 職種別	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
会計年度任用職員	496 人	533 人	533 人	536 人	531 人
臨時的任用職員	18 人	16 人	15 人	18 人	19 人
総合計	514 人	549 人	548 人	554 人	550 人

(注) 会計年度任用職員の報酬は以下のとおりです。(令和6年4月1日現在)

時給 996 円～1,234 円、月額 138,658 円～185,341 円

2 職員の人事評価の状況

(令和 5 年度)

評価の期間	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
評価の方法	能力評価及び業績評価

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込額）

（令和 5 年度）

人口（令和 6 年 1 月 1 日現在）	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B／A）	（参考） 4 年度の人件費率
人 102,988	千円 47,025,035	千円 2,455,309	千円 8,815,891	% 18.7	% 18.1

（注）○普通会計は一般会計に学校給食共同調理場特別会計を加えたものです。

○人口は住民基本台帳人口です。

○人件費は特別職に支給される給料・報酬を含みます。

○実質収支は形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込額）

（令和 5 年度）

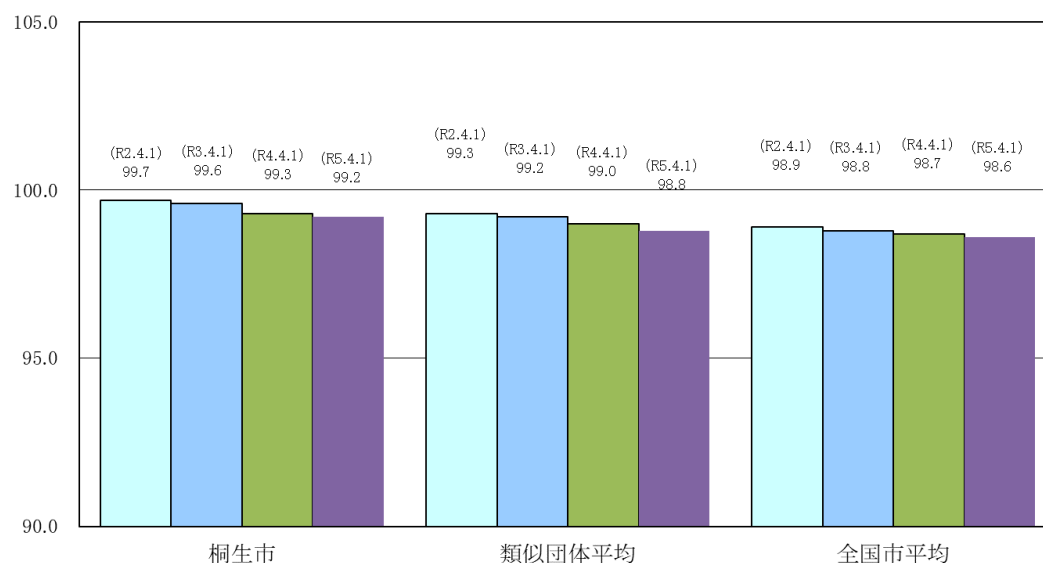
職員数 （A）	給 与 費				1 人あたり の給与費 （B／A）
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
人 957	千円 3,838,461	千円 702,794	千円 1,543,663	千円 6,084,918	千円 6,358

（注）○職員手当には退職手当を含みません。

○職員数は令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤の一般職です。（市長、副市長、教育長を除きます。）なお、給与実態調査及び定員管理調査に基づいた数字です。

○給与費は、再任用職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



（注）○ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公共団体の給与水準を示すものです。

○「類似団体」とは、本市と人口規模、産業構造が類似している地方公共団体のことです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桐生市	42.4 歳	326,798 円	383,784 円	359,840 円
群馬県	42.8 歳	327,200 円	398,838 円	358,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.4 歳	317,992 円	397,290 円	353,521 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桐生市	45.9 歳	303,197 円	337,743 円	316,008 円
うち清掃職員	51.3 歳	345,514 円	374,357 円	354,828 円
うち用務員	55.0 歳	353,789 円	370,856 円	365,278 円
うち自動車運転手	49.8 歳	327,180 円	363,160 円	346,620 円
群馬県	55.6 歳	346,500 円	374,726 円	364,552 円
国	51.2 歳	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	53.6 歳	311,898 円	346,859 円	326,774 円

ウ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桐生市	36.8 歳	310,170 円	387,328 円	339,629 円
類似団体	38.9 歳	305,282 円	384,901 円	340,307 円

エ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桐生市	41.5 歳	378,661 円	428,302 円
群馬県	47.5 歳	379,097 円	428,338 円
類似団体	41.3 歳	373,218 円	420,794 円

(注) 給与月額とは、給料月額に扶養手当などの職員手当を加えたものです。

ただし、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には特殊勤務手当や時間外勤務手当が含まれていないため、国家公務員に合わせた場合の金額です。

(5) 職員の初任給の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		桐生市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	—	165,500 円	164,000 円
	中学卒	162,100 円	—	155,300 円
消防職	大学卒	224,600 円	—	—
	高校卒	194,900 円	—	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	261,100 円	341,100 円	365,300 円	376,400 円
	高校卒	225,600 円	290,500 円	341,100 円	365,300 円
技能労務職	中学卒	219,600 円	284,800 円	314,600 円	357,500 円
消防職	大学卒	278,200 円	353,900 円	379,400 円	390,300 円
	高校卒	263,600 円	329,400 円	360,000 円	382,100 円

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

桐生市			群馬県	国
支給割合	期末手当	勤勉手当	左記に同じ	左記に同じ
6 月期	1.225 月分	1.025 月分		
12 月期	1.225 月分 2.450 月分	1.025 月分 2.050 月分		
加算措置の状況				
職制上の段階、職務の級等による加算措置			・役職加算 5%～20%	・役職加算 5%～20%
・役職加算	5% ～ 20%		・管理監督者加算	・管理職加算
・管理監督者加算	なし		10%～25%	10%～25%
1 人あたりの平均支給額 (令和 5 年度)			—	—
			1,477 千円	

イ 退職手当

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

桐 生 市			国
支給率	自己都合	定 年	左記に同じ
勤続 2 0 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分	
勤続 2 5 年	28. 0395 月分	33. 27075 月分	
勤続 3 5 年	39. 7575 月分	47. 709 月分	
最高限度額	47. 709 月分	47. 709 月分	
1 人あたりの平均支給額 (令和 5 年度) 12, 031 千円			—

(注) 1 人あたりの平均支給額については、令和 5 年度は定年引上げにより定年退職者が 1 人のため、定年退職者と普通退職者を合算した平均支給額になります。

ウ 地域手当

(令和 5 年度)

区 分	全 職 種
支給実績	7, 717 千円
支給職員 1 人あたりの平均支給年額	133, 048 円

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

支給対象地域等	支給率	支給対象人数	国の制度 (支給率)
前橋市、太田市	3 %	6 人	3 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
日立市	10 %	0 人	10 %
さいたま市	15 %	0 人	15 %
特別区	20 %	2 人	20 %
高等学校教育職 (群馬県に準ずる)	2. 5 %	57 人	—

エ 特殊勤務手当

(令和 5 年度)

区 分	全 職 種
支給実績	23,791 千円
支給職員 1 人あたりの平均支給年額	81,756 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	27.2%
手当の種類 (手当数)	11 手当

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	支給対象		支給額
斎場業務手当	死体処理作業に従事した職員		日額 2,500 円
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員		日額 500 円
清掃業務手当	ごみの収集、運搬又は埋立処分業務に従事した職員		日額 620 円
	焼却業務に従事した職員		日額 620 円
福祉業務手当	行旅病人の救護の作業に従事した職員		1 件 1,500 円
	行旅死亡人の収容の作業に従事した職員		1 件 3,500 円
高所、深所作業手当	地上 10m 以上 30m 未満の足場の不安定な箇所又は地下 4m 以上の箇所で作業に従事した職員		日額 200 円
	地上 30m 以上の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		日額 280 円
高压電気接近作業手当	高压電気取扱作業又は高压電気に近接した箇所で作業に従事した職員		日額 180 円
道路舗装作業手当	舗装原材料の加熱溶解又は散布作業に従事した職員		日額 200 円
動物飼育手当	動物の飼育に従事した職員		日額 250 円
下水道業務手当	水処理施設、汚泥処理施設の著しく不快な作業に従事した職員		日額 620 円
	下水側溝しゅんせつ、汚物搬出又は管きょ内作業に従事した職員		日額 670 円
消防業務手当	はしご消防自動車等で高所業務に従事した職員	10m以上 30m未満	日額 200 円
		30m以上	日額 280 円
	救急業務に従事した職員		1 回 200 円
	救急救命士の資格を有し、その職務に従事した職員		日額 350 円
	その他著しく危険、不快又は困難な消防業務に従事した職員		日額 200 円
災害出動手当	災害発生時に動員命令により現場業務に従事した職員		日額 500 円

オ 時間外勤務手当

(令和 5 年度)

令和 5 年度	支給実績	203,932 千円
	職員 1 人あたりの支給年額	272 千円
令和 4 年度	支給実績	169,930 千円
	職員 1 人あたりの支給年額	233 千円

カ その他の手当

手当名	内 容 (令和 6 年 4 月 1 現在)	国の制度 との異同	支給実績 (令和 5 年度)	支給職員 1 人 あたりの 支給年額 (令和 5 年度)
扶養手当	○配偶者 月額 6,500 円 (行 8 級職員等 月額 3,500 円) ○子 1 人につき 月額 10,000 円 ○父母等 月額 6,500 円 (行 8 級職員等 月額 3,500 円) ○16 歳から 22 歳までの子(加算額) 1 人につき 月額 5,000 円	同	107,287 千円	238,415 円
住居手当	○月額 16,000 円を超える家賃の支払者 家賃月額により 28,000 円を限度に支給	同	56,700 千円	249,780 円
通勤手当	○交通機関利用者 定期券、回数券など通勤に要する運賃相 当額を支給(1 月あたり 55,000 円を限度と する) ○交通用具使用者 使用距離により 31,600 円を限度に支給	同	48,563 千円	55,692 円

(8) 特別職の報酬等の状況

ア 給料及び報酬の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額	期 末 手 当	
給 料	市 長	894,000 円	6 月期	2.225 月分
	副 市 長	758,000 円		
	教 育 長	652,000 円		
報 酬	議 長	498,000 円	12 月期	2.225 月分
	副 議 長	449,000 円	計	4.450 月分
	議 員	432,000 円		

イ 退職手当の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		算 定 方 式
退職手当	市 長	給料月額 × 勤続月数 × 60/100
	副 市 長	給料月額 × 勤続月数 × 35/100
	教 育 長	給料月額 × 勤続月数 × 25/100

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分
休憩時間	正午から午後1時までの1時間

(2) 休暇等の種類

種 類	説 明
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇。
病気休暇	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明などに基づいて最小限度必要と認める期間、その治療に服させることを目的とする休暇。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇。
介護休暇	職員が、病気や高齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母または子などの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。
育児休業及び部分休業	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業を取得することできる。部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、1日2時間までを限度として休業が認められるもの。

(3) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

対象職員数	総付与日数	総使用日数	1人平均使用日数
1,003 人	38,159 日	12,040 日	12.0 日

(注) 商業高校教育職員を除きます。

(4) 病気休暇の取得状況 (令和5年度)

	男 性	女 性	計
人数	45 人	24 人	69 人
延べ日数	1,404 日	1,209 日	2,613 日

(注) 商業高校教育職員を除きます。

(5) 介護休暇の取得状況

(令和5年度)

	男 性	女 性	計
人数	0 人	0 人	0 人
延べ日数	0 日	0 日	0 日

(注) 商業高校教育職員を除きます。

5 職員の休業に関する状況

育児休業の取得状況

(令和 5 年度)

		男 性	女 性	計
新たに取得した者	人数	8 人	17 人	25 人
	延べ日数	362 日	3,147 日	3,509 日
前年度から引き続いている者	人数	2 人	10 人	12 人
	延べ日数	387 日	1,828 日	2,215 日
計	人数	10 人	27 人	37 人
	延べ日数	749 日	4,975 日	5,724 日

(注) 商業高校教育職員を除きます。

部分休業の取得人数

(令和 5 年度)

	男 性	女 性	計
新たに取得した者	0 人	9 人	9 人
前年度から引き続いている者	1 人	23 人	24 人
計	1 人	32 人	33 人

(注) 商業高校教育職員を除きます。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営を確保する目的から、一定の事由がある場合に職員の意に反して行われる不利益処分であり、休職、降給、降任、免職の4種類があります。

処分事由別分限処分の状況 (令和5年度)

休 職	5 人
降 給	0 人
降 任	1 人
免 職	0 人
計	6 人

(注) 商業高校教育職員を除きます。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追求を目的として行われる不利益処分であり、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

処分事由別懲戒処分の状況 (令和5年度)

戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人
計	0 人

7 職員のサービスの状況

(1) 公務員のサービス規律の概要

地方公務員法第30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とし、この基本原則を実現するために種々の義務を課しており、「職務上の義務」と「身分上の義務」に分類されます。

職務上の義務	・法令及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務 ・争議行為の禁止
身分上の義務	・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・政治的行為の制限 ・営利企業等の従事制限

(2) サービス規律の確保のために取った措置の概要

令和5年4月2日付で「統一地方選挙における職員のサービス規律の確保について」、令和5年4月28日付で「大型連休中における綱紀の保持について」、令和5年7月12日付で「選挙における職員のサービス規律の確保について」、令和5年12月22日付で「年末年始における綱紀の保持について」の通知を発し、サービス規律の確保のための措置を行いました。

(3) 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第35条では、職員の職務に専念する義務について定められていますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができます。本市の条例では、研修を受ける場合、健康診断等を受ける場合、任命権者が特に定める場合には、職務専念義務を免除できる旨定められています。

(4) 営利企業等の従事の状況

地方公務員法第38条では、職員の営利企業等の従事制限について定められていますが、公務に影響を及ぼさないと認められるものに限り、例外的に、任命権者の許可を得て営利企業等に従事することができます。

(令和5年度)

申請件数	4 件
承認件数	4 件

(注) 商業高校教育職員は除きます。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第 38 条では、退職管理の適正を確保するための措置として、再就職者による働きかけ規制等の措置が講じられています。桐生市においても、「職員の退職管理に関する条例」を制定しています。課長以上で退職した職員が退職後 2 年間に再就職した場合には任命権者への再就職先情報の届出を義務付けています

令和 5 年度退職者（課長職以上）

再任用職員	2 人
-------	-----

9 職員の研修の状況

(1) 令和5年度研修実施状況（商業高校教育職員は除きます。）

ア 職場内研修（OJT支援）

研 修 名	対 象 者	人数	期日・期間	時間
新採用職員育成ノート 運用説明会	新採用職員配属先職員（係長職）	18人	4/11	1H
新採用職員育成ノート	新採用職員	21人	4月～3月	
計		39人		

イ 階層別研修

研 修 名	対 象 者	人数	期 日 ・ 期 間	時 間
新採用職員研修	新採用職員	21人	4/11・12・13 5/25・26 7/6・7 9/28・29	62H
新採用職員フォロー研修	新採用職員	21人	3/29	3H
3年目職員研修 （旧初級1部）	入庁3年目の職員	14人	6/23	7H
5年目職員研修 法制執務研修	入庁5年目の職員	16人	10/12・13	14H
7年目職員研修 （旧初級2部）	入庁7年目の職員 （みどり市と合同）	18人	①11/17 ②11/24 ③11/29 ④12/8	① 5.5H ② 5.5H ③ 6.5H ④ 5.5H
主任職員(第1部)研修	主任昇任職員	37人	①6/9 ②8/2	①7H ②3.5H
主任職員(第2部)研修 政策法務研修	主任昇任後4年目職員	22人	11/1・2	14H
主査職員(第1部)研修	主査昇任職員	19人	6/1・2	14H
主査職員(第2部)研修 共創による行政経営研 修	主査昇任後3年目職員	21人	11/7・8	14H
係長職員研修	係長昇任職員	24人	①4/26 ②10/5・6	①7H ②14H
課長補佐職員研修	令和5年度課長補佐昇任職員	17人	5/16	6.5H
課長職員(第1部)研修	課長昇任職員	17人	①4/25 ②7/26 ③1/17	①3H ②4H ③7H

課長職員(第2部)研修	課長昇任2年目職員	16人	5/9	7H
計		263人		

ウ 特別研修

研修名	対象者	人数	期間	時間
人事評価研修 ＜評価者＞ (オンライン)	所属推薦職員	24人	5/22(午後)	3H
人事評価研修 ＜被評価者＞ (オンライン)	所属推薦職員	30人	5/22(午前)	3H
ハラスメント研修	所属推薦課長	20人	1/31	4H
メンタルヘルス研修 一般職コース 「セルフケア」	新採用職員	36人	10/23(午前)	2H
メンタルヘルス研修 管理職コース 「ラインケア」	係長昇任職員	27人	10/23(午後)	3H
キャリアデザイン研修	30歳前後の職員	35人	2/14	3.5H
窓口対応向上研修	窓口対応職員等 (会計年度任用職員優先)	50人	12/12	2H
クレーム対応研修	全職員 (会計年度任用職員含む)	103人	11/15	1.5H (2回)
公務員倫理研修	全職員 (会計年度任用職員含む)	1,488人	1/22～ 3/29	1.4H
計		1,813人		

エ 派遣研修

研修先	派遣者	人数	期間	日数
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	市民相談情報課 主事	1人	5/25～6/2	9日
	人材育成課 主任	1人	8/17～8/25	9日
	水道局総務課 主任	1人	9/4～9/8	5日
	税務課 主事	1人	9/26～10/6	11日

	議会事務局 主任	1人	10/23～ 10/27	5日
	消防総務課 主任	1人	1/22～1/26	5日
	納税課 主任	1人	1/30～2/9	11日
	魅力発信課 主事	1人	2/14～2/22	9日
	総務課 主任	1人	2/14～2/22	9日
全国建設研修センター	土木課 主査	1人	9/27～9/29	3日
	防災・危機管理課 係長	1人	1/17～1/19	3日
自治大学校 第2部課程203期 法制集中研修第2期	人材育成課 主査	1人	12/6～3/6	3か月
自治大学校特別研修	環境課 主任	1人	10/23～ 10/25	3日
群馬県市町村職員 合同研修（一部オンライン）	公募職員	63人	年間随時 1日～2日間	計 14日
群馬県市長会職員研修	30歳前後職員	3人	10/18～ 10/20 11/9～ 11/10	5日
東毛4市合同研修	35～40歳職員	5人	10/26～ 10/27	2日
オンライン研修	境野水処理センター 所 長補佐	1人	10/5	1日
	水道局総務課 主査	1人	R 6. 2	2日
	人材育成課 係長	1人	R 6. 2	2日
	納税課 主事	1人	R 6. 1	2日
	納税課 主査	1人	R 5. 11. 29 ～30	2日

	人材育成課 主任	1人	R 6. 2. 9	1日
研修指導者（講師）養成講座	青少年課 主査	1人	2/7～2/9	3日
計		91人		

才 自己啓発

研修名	対象者	受講者	期間
通信教育研修	公募職員	1人	年間随時

力 先進都市行政視察研修

視察内容	人数	期間	派遣先
桐生市図書館の施設更新に係る先進施設視察	2人	11/9～11/11	佐賀県伊万里市 佐賀県武雄市 東京都武蔵野市
副業認定制度に係る先進地視察	3人	9/22	栃木県鹿沼市
計	5人		

令和5年度職員研修 修了者数	2,212 人
----------------	---------

1 0 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

ア 公務災害等補償の状況

公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償及び必要な福祉事業を行い、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とするものです。

職員及び常勤的非常勤職員については地方公務員災害補償基金において、非常勤職員については桐生市条例及び労働者災害補償保険法に基づき認定及び補償を行っています。

(令和 5 年度)

公務災害	12 件
うち通勤災害	0 件

イ 職員の健康保持増進対策

① 健康診断

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しています。

健診等の種類	対象者	内容等
一般健康診断	特殊健康診断対象者以外の全職員	労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項
特殊健康診断	主に現場作業に従事する職員、有害業務に従事する職員	労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
がん検診等	全職員（希望者）	胃検診、大腸検診、婦人科検診等

※がん検診等は、群馬県市町村職員共済組合実施事業を取り入れているもの。

② メンタルヘルス

(一社) 日本産業カウンセラー協会、(公財) パブリックヘルスリサーチセンターと契約し、健康上の不安や職場の人間関係など職員の悩みごとの相談、対応を行っています。

ウ 安全衛生に関する状況

安全衛生管理体制の整備状況

桐生市役所衛生委員会	・ 総括安全衛生管理者以下 16 人で組織する
------------	-------------------------

エ 桐生市職員共済会の状況

① 補助金、掛金の状況

(令和 5 年度)

項 目	金 額 等	備 考
共済会に対する補助金額(A)	4,792,437 円	共済組合の長期給付掛金算定の基礎となっている給料月額×1.2/1000
会員による掛金の額(B)	11,762,021 円	給料月額×3.2/1000
公費負担率 $A/(A+B)$	28.9%	
会員一人あたりの補助金 $A/\text{会員数}$	4,712 円	会員数 1,017 人 (R6.3.31)

② 事業概要

(ア) 給付事業

結婚祝金、勤続祝金、傷病見舞金、休業見舞金、災害見舞金、退会給付金、死亡弔慰金、出産祝金、入学祝金、卒業祝金、親族弔慰金

(イ) 貸付事業

短期貸付、中期貸付、長期貸付、修学貸付、一時貸付

(ウ) 保健衛生助成（市補助金事業）

人間ドック受診料助成

(2) 利益の保護の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、適当な措置が取られるよう公平委員会に対し要求することができます。公平委員会は、この要求を審査、判定し、市に対して必要な勧告を行うという制度です。この制度は、単に職員の不平不満の解決を図るというだけでなく、地方公務員に制約されている労働基本権の代償的機能を果たすものです。

勤務条件に関する措置の要求は、令和 5 年度はありませんでした。

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分など、その意に反して不利益な処分があった場合には、公平委員会に対し不服申立てを行うことができます。不服申立てを受理した公平委員会は、これを審査し、任命権者に対して必要な指示を行うという制度です。

不利益処分に関する不服申立ては、令和 5 年度はありませんでした。

1 1 その他市長が必要と認める事項

令和 5 年度 特になし